

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第113号

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

「
第2条第1項中 維持監理第一係長 を「維持監理係長」に改める。
維持監理第二係長
」

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)